

【諮問（個人）第192号、194号】

2川情個第23号
令和2年10月9日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和2年2月17日付け31川総人第1272号及び同日付け31川総人第1274号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

【諮問（個人）第192号、194号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 未成年者である審査請求人及びその親権者である法定代理人（以下、両者を指す場合、「審査請求人（法定代理人）」という。）は、平成31年2月28日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「川崎市〇〇児童相談所所有している審査請求人の集団歯科検診に関する一切の情報、記録、その他歯科矯正の必要性について川崎市〇〇児童相談所が検討した際に用いた歯科医師の医学的判断に係る一切の情報。ただし、医師名、住所等の個人、法人、団体等が特定できる情報の開示は不要。」について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求1」という。）を行った。
- (2) また、審査請求人（法定代理人）は、平成31年3月5日付けで、条例第26条第1項の規定により、実施機関に対して、「川崎市〇〇児童相談所所有している審査請求人の予防接種に関する一切の記録（法定代理人は委任状を提出。その委任事項に係る一切の記録）ただし、個人や病院等の特定ができる病院名、住所等の開示は不要。審査請求人の予防接種が何故すすまないのかも知りたい。」について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求2」という。）を行った。
- (3) 実施機関であるこども未来局〇〇室〇〇児童相談所（以下「〇〇児童相談所」という。）は、本件請求1に対して、請求に係る情報を「審査請求人の経過記録（平成〇年〇月〇日分）」と特定し、その記載の一部が条例第17条第2号及び同条第6号に該当するものとして、平成31年4月25日付けで、一部承諾処分（以下「本件処分1」という。）を行った。
- (4) また、〇〇児童相談所は、本件請求2に対して、請求に係る情報として「審査請求人の経過記録（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日）」を特定し、その記載の一部については、条例第17条第1号、第2号、第3号及び同条第6号に該当するものとして、平成31年4月25日付けで、一部承諾処分（以下「本件処分2」という。）を行った。（以下、「本件処分」とのみ記載する場合、本件処分1、本件処分2を総称するものとする。）
- (5) 審査請求人（法定代理人）は、令和元年6月27日付け審査請求書及び令和元年8月19日付け補正書で、処分に対する理由の附記が十分でなく、川崎市行政手続条例（以下「行政手続条例」という。）第8条、第14条に違反しており違法であるとして、本件処分1を取り消すとの裁決を求めるとして、審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第192号事件）
- (6) また審査請求人（法定代理人）は、同日付けで、同様の理由により、本件処分

2についても取り消すとの裁決を求めるとして、審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第194号事件）。

3 審査請求人（法定代理人）の主張要旨

令和元年6月27日付け審査請求書及び令和元年8月12日付け補正書によれば、本件処分に関する審査請求人（法定代理人）の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 処分に対する理由の附記が十分でなく、行政手続条例第8条、第14条に違反しており違法である。
- (2) 処分を取り消すとの裁決を求める。

4 実施機関の主張要旨

令和元年10月31日付け弁明書及び令和2年6月12日実施の当審査会への処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 諮問（個人）第192号の処分根拠

ア 条例第17条第2号「未成年者に関する情報」該当

当該該当箇所は、審査請求人である未成年者の発言内容を含む未成年者の様子に関する記載である。

法定代理人による未成年者の個人情報の開示請求は、本人の保護的な立場であることから代理請求を認められているものであり、条例17条第2号は法定代理人による代理請求によって未成年者の利益に反する開示がなされることを防止しようとするものである。

当該該当箇所については、児童福祉法に基づき保護をされている未成年者の発言内容を含む未成年者の様子に関する記載であり、開示を行うことは未成年者本人の利益に反するため、条例第17条第2号に該当するものとして、不開示としたものである。

イ 条例第17条第6号「事務又は事業に関する情報」該当

当該該当箇所は、〇〇児童相談所における相談援助事業遂行のための関係機関との連携に関する記載である。

〇〇児童相談所が、適切に相談援助事業を遂行するためには、関係機関との情報共有・連携が不可欠であり、日常的に関係機関との連携を行っているところ、開示により、関係機関から今後の協力が得られなくなるなど、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当するものとして、不開示としたものである。

以上のことから、本件処分1は妥当と考える。

(2) 諮問（個人）第194号の処分根拠

ア 条例第17条第1号「個人の評価、診断等に関する情報」該当

当該該当箇所は、審査請求人の評価や指導に関する情報で、専門的見地から行う援助の所見が記載されており、開示により今後の援助業務に影響を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第1号該当として不開示としたものである。

イ 条例第17条第2号「未成年者に関する情報」該当

当該該当箇所は、審査請求人である未成年者の発言内容を含む未成年者の様子に関する記載である。

法定代理人による未成年者の個人情報の開示請求は、本人の保護的な立場であることから代理請求を認められているものであり、条例17条第2号は法定代理人による代理請求によって未成年者の利益に反する開示がなされることを防止しようとするものである。

当該該当箇所については、児童福祉法に基づき保護をされている未成年者の発言内容を含む未成年者の様子に関する記載であり、開示を行うことは未成年者本人の利益に反するため、条例第17条第2号に該当するものとして、不開示としたものである。

ウ 条例第17条第3号「本人等以外の個人に関する情報」該当

当該該当箇所は、審査請求人以外の他の個人に関する情報の記載であり、条例第17条第3号に該当する情報であることから、不開示としたものである。

エ 条例第17条第6号「事務又は事業に関する情報」該当

当該該当箇所は、〇〇児童相談所における相談援助事業遂行上の様々な手法に関する記載や、〇〇児童相談所における相談援助事業遂行のための関係機関との連携に関する記載である。

手法に関する記載については、開示により〇〇児童相談所の相談援助事業を行う上での重点項目や手法が明らかになることで、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

関係機関との連携に関する記載については、当該事業の適正な遂行のためには、関係機関との情報共有・連携が不可欠であり、日常的に関係機関との連携を行っているところ、開示により、関係機関の今後の協力が得られなくなったりするなど、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当するものとして、不開示としたものである。

以上のことから、本件処分2は妥当と考える。

(3) 審査請求人（法定代理人）の主張について

ア 行政手続条例第14条違反との主張について

行政手続条例第14条は、不利益処分の理由提示につき定める規定である。

「不利益処分」とは「特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」であるところ（行政手続条例第2条第5号）、本件は不利益処分に該当しないため、行政手続条例第14条違反の問題は生じない。

イ 行政手続条例第8条違反との主張について

行政手続条例第8条は、許認可等を拒否する処分の理由提示につき定める規定である。

最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決においては、「開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知しうるものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは・・・理由

付記としては十分ではない」と判示している。

本件においては、単に不開示の根拠規定を示すだけでなく、審査請求人（法定代理人）において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知しうる程度に理由付記を行っており、行政手続条例第8条が求める理由の付記は十分に行っている。

ウ 以上のことから、審査請求人（法定代理人）の主張は、本件処分を取り消す理由に当たらない。

5 審査会の判断

審査請求人（法定代理人）は、本件処分に対する理由の付記が十分でないとして、行政手続条例第8条、第14条違反を主張している。これに対して、実施機関は、本件処分は不利益処分に該当しないため、行政手続条例第14条違反の問題は生じないこと、また、本件処分においては、単に不開示の根拠規定を示すだけでなく、審査請求人（法定代理人）において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠規定とともに了知しうる程度に理由付記を行っており、行政手続条例第8条が求める理由付記は十分に行っていると主張しているので、検討する。

(1) 行政手続条例第14条に関する主張について

行政手続条例第14条は不利益処分の理由の提示に関する規定であり、同条にいう「不利益処分」とは「行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」と定義されている（同条例第2条第5号）。本件処分は、審査請求人（法定代理人）に対して直接に義務を課したり、その権利を制限したりするものではないから、行政手続条例第14条にいう「不利益処分」には該当しない。したがって、行政手続条例第14条違反の問題は生じないとの実施機関の主張は妥当であり、審査請求人（法定代理人）の主張は採用できない。

(2) 行政手続条例第8条に関する主張について

行政手続条例第8条第1項本文は「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」という規定であり、同条第2項は「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」という規定である。本件のような保有個人情報の一部承諾に関する処分をする場合にはこれらの規定に基づいて当該処分の理由を処分決定通知書に付記しなければならない。

このような理由付記制度について、実施機関が引用する最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決は「実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例一条、三条参照）にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」とした上で、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所

定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」との判断を示している。

以下、上記判断を踏まえて本件処分1及び本件処分2における理由付記を検討する。

ア 本件処分1について（諮問（個人）第192号関係）

平成31年4月25日付け処分決定通知書の「承諾することができない部分及び理由」には「別紙のとおり」と記載され、当該別紙には個別に不開示部位を指定して、そのそれぞれに「個人情報保護条例第17条第2号該当」「個人情報保護条例第17条第6号該当」と不開示の根拠規定を示すとともに、不開示の理由として第2号該当部分については「開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるため、開示することができません。」、第6号該当部分については「〇〇児童相談所における相談援助業務の性質上、当該情報が開示されることにより関係機関の今後の協力が得られなくなるなど、〇〇児童相談所における事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、開示できません。」との理由が付記されている。

このような理由が付記された別紙を添付した当該処分決定通知書を受領した審査請求人（法定代理人）は、本件請求1に係る一部承諾文書を対照させることによって条例所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものといえることから、行政手続条例第8条が求める理由付記の程度は充分であり、実施機関はその義務を果たしているといえる。なお、審査請求人（法定代理人）は、本件請求1に係る一部承諾文書を受領していないほか、実施機関から提出された弁明書に対し何ら主張していない。

イ 本件処分2について（諮問（個人）第194号関係）

平成31年4月25日付け処分決定通知書の「承諾することができない部分及び理由」には「別紙のとおり」と記載され、当該別紙には個別に不開示部位を指定して、そのそれぞれに「個人情報保護条例第17条第1号該当」「個人情報保護条例第17条第2号該当」「個人情報保護条例第17条第3号該当」「個人情報保護条例第17条第6号該当」と不開示の根拠規定を示すとともに、不開示の理由として第1号該当部分については「本人の評価や指導等に関する情報で、専門的見地から行う援助上の所見が記載されており、今後の援助業務に影響を及ぼす恐れがあるため、開示することができません。」との理由が付記されている。また、第2号該当部分については「開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるため、開示することができません。」、第3号該当部分については「本人以外の個人情報に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、開示することができません。」との理由が付記され、第6号該当部分については、例えば、「〇〇児童相談所に係る手法が記載されており、当該情報が開示されることにより、〇〇

児童相談所における事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため開示できません。」等の理由が付記されている。

このような理由が付記された別紙を添付した当該処分決定通知書を受領した審査請求人（法定代理人）は、本件請求2に係る一部承諾文書を対照させることによって条例所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものといえることから、行政手続条例第8条が求める理由付記の程度は充分であり、実施機関はその義務を果たしているといえる。なお、審査請求人（法定代理人）は、本件請求2に係る一部承諾文書を受領していないほか、実施機関から提出された弁明書に対し何ら主張していない。

(3) 結論

以上から、本件処分に対しては、決定を取り消すほどの理由付記の不備は認められない。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	飯島奈津子
委員	友岡史仁
委員	中島美砂子
委員	三浦大介